健康福祉・病院経営委員会資料
平成 23 年 12 月 12 日
健　康　福　祉　局

横浜市障害者プラン（第２期）の改定について
～横浜市障害福祉計画（第３期）策定にかかる市民意見募集の実施について～

１　趣旨

横浜市障害福祉計画（第２期）（「横浜市障害者プラン」第４章）の終了に伴い、新たに平成 24 年度から 26 年度までの計画を策定します。このたび、計画素案がまとまりましたので、次のとおり周知を行い、市民の皆さまからご意見をうかがいます。

また、計画の策定に伴い、本計画を含む「横浜市障害者プラン」を一部改定します。

＜参考＞　横浜市障害者プランと横浜市障害福祉計画との関係

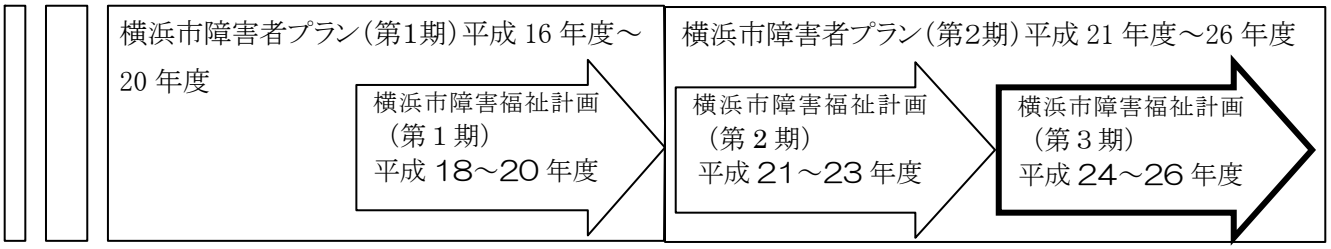

２　内容

障害福祉計画とは全国の地方自治体が障害者自立支援法に基づくサービスについて、同一の項目・単位で目標数値やサービスの見込み量を設定するもので、２つの観点から策定します。

（１）平成 26 年度の数値目標
　ア　福祉施設の入所者の地域生活への移行
　イ　入院中の精神障害者の地域生活への移行
　ウ　福祉施設からの一般就労への移行等

（２）各年度における指定障害福祉サービス等、必要な見込み量及びその確保のための方策

３　周知・意見提出期間

平成 24 年１月５日（木）から平成 24 年１月 25 日（水）
（障害者団体には１２月中に説明します。）

４　周知方法

（１）障害者団体への説明
　横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜市精神障害者家族会連合会の各団体に個別説明を実施します。

（２）ホームページへの掲載
　計画素案を本市ホームページに掲載し、市民意見を募集します。

（３）区窓口等での配布

計画素案を区役所等の窓口で配布します。

（４）広報よこはま（市版）１月号への掲載

計画素案を区役所窓口等で配布していることや、ホームページに掲載していることを周知します。

＊ご意見の提出方法は郵送、電子メール、ファクシミリ、直接持参とします。

５　今後のスケジュール（予定）

23 年 12 月　障害者団体への説明

24 年１月　市民意見募集の実施

２月　第４回障害者施策検討部会　プラン案提示

３月　第２回障害者施策推進協議会　プラン案提示、プラン策定完了

「横浜市障害福祉計画（第3期）計画素案　策定」に対するご意見をお寄せください。

横浜市障害福祉計画は障害のある人もない人も充実した生活を送ることができるよう、市民・企業・行政など社会全体による取組を推進し、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会を構築することを目的としたものです。

このたび、「横浜市障害福祉計画（第３期）素案」を策定しましたので、広く市民の皆様から御意見や御要望をお寄せいただくため意見募集を行います。

横浜市障害福祉計画とは

障害者自立支援法により、市町村で策定が義務付けられた障害福祉サービスの数値目標・見込み量等を中心とした横浜市の計画です。第３期計画は、平成24年度から26年度までの３か年を計画期間として策定をします。

横浜市障害福祉計画は、神奈川県内の各市町村を通じた広域的な見地から、神奈川県の総合調整に基づいて目標を設定しています。

横浜市障害者プランとの関係

横浜市障害者プラン（第２期）平成21年度～26年度

横浜市障害福祉計画（第２期）
平成21年度から23年度

横浜市障害福祉計画（第３期）
平成24年度から26年度

横浜市障害福祉計画は、「横浜市障害者プラン（第２期）」の「障害者の自己選択と自己決定の実現を図る社会の構築」という基本理念を基に策定しております。なお、「横浜市障害者プラン（第２期）」に横浜市障害福祉計画は盛り込まれている為、「横浜市障害福祉計画（第３期）」の策定にあわせ「横浜市障害者プラン（第２期）」の時点修正等の改定を行います。

市民意見募集の期間と方法

募集期間　平成２４年１月５日（木）～平成２４年１月２５日（水）（当日必着）

記入方法　裏面の意見欄にご記入ください。

提出方法　下記問い合わせ先まで、郵送、FAX、Ｅメール、または直接持参のいずれかの方法で、市民意見募集用紙を提出してください。

（FAX、Ｅメールについては、裏面の意見欄のみお送りください。）

問い合わせ先　横浜市健康福祉局障害企画課（市庁舎７階）

〒231-0017　横浜市中区港町１－１

電話：045-671-3603　　FAX：045-671-3566

Ｅメール：kf-syokikaku@city.yokohama.jp

横浜市健康福祉局ホームページ　横浜市障害者プラン
http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/shogai/topics/plan.html
（素案及びこの市民意見募集用紙をダウンロードいただけます。）

ご意見欄

「横浜市障害福祉計画（第３期）策定　素案」について
自由にご意見をお寄せください。

＜注意＞
- お寄せいただいた意見については、横浜市障害福祉計画（第３期）を策定する上での参考とさせていただきます。
- いただいた意見に対し個々に回答はいたしませんので、予めご了承ください。

横浜市障害福祉計画 (素案)

横浜市障害福祉計画

1　基本的理念等

（1）　法令の根拠

この計画は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条第１項の規定に基づいて策定するものです。

〔障害者自立支援法第８８条第１項〕
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

（2）　趣旨及び目的

この計画は、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しあいながら、障害のある人もない人もその人らしく充実した生活をすることができるよう、市民・企業・行政など社会全体による取組を推進し、障害者が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会を構築することを目的に策定するものです。

横浜市では、これまで平成18年度から20年度までの３年間を計画期間とする第１期障害福祉計画、平成21年度から23年度までの３年間を計画期間とする第２期障害福祉計画を策定し、「横浜市障害者プラン」とともにその推進を図ってきました。今回は、これまでの計画目標の達成状況や課題を踏まえて平成24年度から26年度までの３年間を計画期間とする第３期の障害福祉計画を策定します。

（3）　特色

今回同時に策定する「横浜市障害者プラン（第２期）を基本として、障害者自立支援法に基づいた数値目標を設定することにより、障害者・家族、支援者、行政が障害福祉のあるべき姿についての基本的な考え方を共有したうえで、その趣旨を計画の数値目標、サービス見込み量等の内容に反映しました。

（４）　策定の手法

障害福祉計画における計画数値については、これまでの給付実績の状況やニーズ把握調査などによる各サービスの利用意向などを踏まえて、必要なサービス提供量を確保する観点から、設定します。また、各市町村を通じた広域的な見地から、神奈川県の総合調整に基づいて目標設定することとされています。

2　平成26年度の数値目標の設定

・現在、国の基本指針(案)に基づき、県下で目標数値の考え方について調整を行っているため、今後、目標値が変更となる可能性があります。

福祉施設に入所している障害者の地域生活への移行、退院可能な精神障害者の地域生活への移行、及び福祉施設の利用者の一般就労への移行等について平成26年度における数値目標を設定し、着実な取組を進めていきます。

（１）　福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設に入所している障害者について、グループホーム・ケアホーム・一般住宅等への移行を推進することとし、平成26年度末における地域生活に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

〔数値目標〕
平成26年度末までに366人（平成17年10月１日現在の施設入所者数の約23％）が地域生活に移行することをめざします。
一方、平成17年度以降に新規入所施設が3か所開設された事等を考慮し、平成26年度末の施設入所者数としては、32人（約2％）の減少を見込みます。

項目	数値	備考
平成17年10月１日の入所者数　（A）	1,605	身体障害者療護施設、身体障害者授産施設 知的障害者更生施設、知的障害者授産施設
平成26年度末の入所者数　（B）	1,573	施設入所支援(元身体障害者更生施設除く)
【目標値】 入所者減少見込み	32	差し引き減少見込み数
【目標値】 地域生活移行者数	366	（A）のうち、平成26年度末までに地域生活に移行する人の目標数（第３期目標）

【考え方】

国の基本指針（＊）では、平成26年度末において、平成17年10月1日時点の施設入所者数の３割以上が地域生活へ移行することとされているとともに、平成26年度末の施設入所者数を平成17年10月1日時点の施設入所者から、１割以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定することが望ましいとされています。

本市においては、地域生活への移行を366人（約23％）と見込むとともに、施設に入所して支援を受けることが真に必要とされている新規利用者などへのサービス提供を確保する必要があることなどから、平成26年度末における施設入所者数は32人（2％）の減少を見込むこととします。

＊　国の基本指針
障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
（平成18年６月26日　厚生労働省告示第395号）
（平成21年１月８日　厚生労働省告示第２号により改正）

【これまでの取組状況】

本市においては、これまで「横浜市障害者プラン（第1期）」における重点施策として、地域生活移行システムの構築を図りました。その結果、福祉施設からの地域生活への移行を支援するためのプログラムを開発し、市内の全障害者支援施設で自活訓練事業を活用した取組が実施できるよう、対象施設の拡充を進めてきました。

障害者支援施設は、地域生活支援型施設と位置づけ、現在入所している障害者が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域における生活環境のより一層の充実を図るとともに、施設においても地域生活を想定した生活環境を用意し、実用的な自立に向けての支援に取り組んできました。

【目標達成に向けた方策　～今後の取組～】

第３期においては、地域への移行後の生活を総合的に支援し、安心して生活することができるための体制づくりを一層推進していきます。特に、安心できる住まいの確保、自立生活アシスタントの拡充などにより、高齢化により心身機能の低下した障害者や重度の障害者でも安心して暮らし続けることのできる支援体制について検討を進めます。

また、特に県外施設に入所している方の地域生活移行については、一人ひとりの生活基盤を把握したうえで、必要な支援を行っていきます。

（２）　入院中の精神障害者の地域生活への移行

受入条件が整えば退院可能な精神障害者について、グループホーム・ケアホーム・一般住宅等への移行を推進することとし、平成26年度における地域生活に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

〔数値目標〕
平成26年度中に精神科病院に入院中の精神障害者で、受入条件が整えば退院して地域生活に移行できる人の数を平成22年度実績の2.3倍（30人）にすることをめざします。

項目	数値	備考
平成22年度の 年間地域移行者数	13人	平成22年度において、退院促進事業等を利用し、地域に移行した人数
【目標値】 平成26年度の 年間地域移行者数	30人	平成26年度において、地域移行・地域定着支援事業等を利用し、地域に移行する人の数

【考え方】

国の基本指針では、入院中の精神障害者の地域生活移行に係る数値目標の設定は、都道府県障害福祉計画における記載事項とされ、市町村障害福祉計画では数値目標の設定は求められていません。

しかし、入院中の精神障害者の地域生活移行は重要な課題であることから、本市においては平成22年度に退院促進事業等を利用し、地域に移行した人数の約2倍（30人）を独自に目標設定することとします。

なお、今後も神奈川県の地域移行の数値を参考にしながら、必要に応じて見直しを検討していきます。

（参考：国の基本指針（都道府県障害福祉計画））

「精神科病院からの退院、地域移行を促進し、社会的入院の解消をさらに進めていくため、退院のさらなる促進に関係する要素をより具体化、精緻化した着眼点を設定する」とあり、１年未満入院者の平均退院率と５年以上かつ６５歳以上の退院者数を設定の考え方を示しています。

【これまでの取組状況】

本市においては、平成１９年度から退院促進支援事業（平成２３年度より地域移行・地域定着支援事業）を全市対象として事業展開してきました。この事業の活用や、障害者自立生活アシスタント事業との連動などにより、地域移行及び地域定着を支援するとともに、医療機関や関係機関への普及啓発や連携を図ることなどにより退院可能な精神障害者の地域生活への移行を進めてきました。

【目標達成に向けた方策　～今後の取組～】

第３期においても、地域生活への移行後の生活を総合的に支援し、安心して生活することができるための体制づくりを推進していきます。特に、日常生活を支援する拠点施設としての精神障害者生活支援センターが計画期間内に全区整備が完了する予定ですので、そこでの相談支援機能や生活支援機能の充実、地域移行・地域定着支援事業や自立生活アシスタント事業の拡充を通じて、精神障害者の地域生活への移行をさらに進めていきます。

（３）　福祉施設の利用者の一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業などを活用して、平成26年度中に一般就労に移行する人の数値目標を次のとおり設定します。

〔数値目標〕
ア　平成26年度中に福祉施設から一般就労に移行する人の数を、平成17年度実績（42人）の4.7倍（200人）にすることをめざします。
イ　平成26年度末における福祉施設利用者のうち、592人(5.8%)の人が就労移行支援事業を利用することをめざします。
ウ　平成26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち8.4%が就労継続支援（A型）事業を利用することをめざします。

項目	数値	備考
平成20年度の年間一般就労者数	78人	平成20年度において福祉施設を退所し、一般就労（＊）した人の数
平成21年度の年間一般就労者数	78人	平成21年度において福祉施設を退所し、一般就労（＊）した人の数
平成22年度の年間一般就労者数	133人	平成22年度において福祉施設を退所し、一般就労（＊）した人の数
【目標値（ア）】	200人	平成26年度において福祉施設を退所し、一般就労（＊）する人の数

〔対象施設〕
○平成17年度実績の対象とした福祉施設（入所施設及び通所施設）
・身体障害者　更生施設、療護施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設
・知的障害者　更生施設、授産施設、福祉工場、小規模通所授産施設
・精神障害者　生活訓練施設、授産施設、小規模通所授産施設
○平成18年度以降の数値目標の対象とする福祉施設
・上記の施設
・障害者自立支援法に基づく生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）の事業を行う事業所

＊　一般就労
一般就労とは、企業等に就職すること（就労継続支援Ａ型及び福祉工場の利用者を除く）及び在宅就労することを言います。

項目	数値	備考
平成26年度末の福祉施設利用者数	10,066人	平成26年度末において福祉施設を利用する者の数
【目標値（イ）】平成26年度末の就労移行支援事業の利用者数	592人（5.9%）	平成26年度末において就労移行支援事業を利用する者の数

項目	数値	備考
平成26年度末の就労継続支援（A型）事業の利用者（A）	188人	平成26年度末において就労継続支援（A型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（B型）事業の利用者	2,045人	平成26年度末において就労継続支援（B型）事業を利用する者の数
平成26年度末の就労継続支援（A型＋B型）事業の利用者（B）	2,233人	平成26年度末において就労継続支援（A型＋B型）事業を利用する者の数
【目標値（ウ）】	8.4%	平成26年度末において就労継続支援事業を利用する者のうち、就労継続支援（A型）事業を利用する者の割合

【考え方】

国の基本指針では、平成26年度中に（ア）福祉施設から一般就労に移行する人の数値目標について、平成17年度における数の４倍以上とすることが望ましいとされています。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成26年度末において（イ）福祉施設の利用者のうち２割以上の人が就労移行支援事業を利用すること、及び（ウ）就労継続支援事業の利用者のうち就労継続支援（A型）事業の利用者が３割を目指すこととされています。

本市における

（ア）については、国の基本指針で示された目標値を目指します。

（イ）については、４３０人（平成２３年度実績）から３７％（１６２人）の増加を見込み５９２人とします。

（ウ）については、１２３人（平成２３年度実績）から５３％（６５人）の増加を見込み１８８人とし、これまでどおり一層の拡充をすすめていきます。

ただし、重度重複障害（児）者デイサービス事業の廃止、地域活動支援センター等からの法定事業移行等に伴う就労移行支援事業や就労継続支援（A型）事業の利用者以外の福祉施設利用者の大幅な増加が見込まれるため、国の基本指針にある数値目標を達成することは厳しい状況にあります。

【これまでの取組状況】

本市においては、平成20年度までに市内に８か所の就労支援センター（うち１か所は精神障害者就労支援センター）を整備し、障害種別にかかわりなく一般就労への移行を支援する取組を進めてきました。

また、平成18年度から新たに始まった就労支援を強化するための各事業についても、平成22年度末において、市内に就労移行支援事業所27か所、利用者408人、就労継続支援（A型）事業所8か所、利用者121人と事業所数、利用者数ともに拡大をしていますが、生活介護や就労継続支援（Ｂ型）の利用ニーズが高く、これら地域ニーズに応じた事業所数の拡大が顕著となっております。このため、国の基本指針で示された就労系事業の数値目標を達成するのが難しい状況となっております。

【目標達成に向けた方策　～今後の取組～】

第３期においても、引き続き就労支援センターによる一般就労への移行の取組や就労移行支援事業の拡充等を進めるとともに、公共職業安定所（ハローワーク）や学校など関係機関の連携をより一層強め、就労を支援するための施策の拡充強化を図ります。

また、国及び神奈川県の計画等に基づき、工賃アップに取り組んできましたが、

第３期においても、国及び神奈川県との連携を強化し、引き続き、工賃アップに取り組んでまいります。

3　指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策

（１）　各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

障害福祉計画では、平成26年度までの各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み（以下「サービス見込量」といいます。）及びそれらの実施に関する考え方を定めます。

サービス見込量は、指定障害福祉サービス又は指定相談支援の各年度における一月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

○「時間分」	月間のサービス提供時間
○「人日分」	「月間の利用人員」×「１人１か月あたりの平均利用日数」で算出されるサービス量（例えば、10人が月に平均して22日利用できるサービス量は220人日分となります）
○「人分」	月間の利用人数（実人数）

本市においては、第１期計画を策定した平成18年度以降、着実なサービス量の確保に取り組んできました。第３期の障害福祉計画策定にあたっては、今後３年間のサービス見込量とあわせて、第２期の取組結果（表中「第２期における給付実績」欄）として各年度の10月にサービス提供された実績数値をお示しします。

ア　訪問系サービス

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	137,915 時間分	142,852 時間分	158,935 時間分
	5,147 人分	5,455 人分	6,048 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	169,718 時間分	180,817 時間分	192,643 時間分
	6,454 人分	6,886 人分	7,347 人分

○　３障害に対応した身近な地域におけるサービス提供を保障する観点から必要なサービス見込み量を設定
○　同行援護は平成23年10月から開始

イ　日中活動系サービス

【生活介護】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	76,745 人日分	84,176 人日分	92,881 人日分
	4,206 人分	4,836 人分	5,274 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	108,603 人日分	117,291 人日分	126,674 人日分
	6,041 人分	6,524 人分	7,046 人分

○　日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定

【自立訓練（機能訓練）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	756 人日分	621 人日分	626 人日分
	39 人分	33 人分	40 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	630 人日分	630 人日分	630 人日分
	40 人分	40 人分	40 人分

○　日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定

【自立訓練（生活訓練）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	2,060 人日分	1,976 人日分	1,745 人日分
	97 人分	111 人分	99 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	2,893 人日分	2,893 人日分	2,893 人日分
	155 人分	155 人分	155 人分

○　入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において家族等と暮らす人で、自立生活を希望する人のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【就労移行支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	6,051 人日分	6,634 人日分	7,331 人日分
	334 人分	408 人分	430 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	8,064 人日分	9,121 人日分	10,093 人日分
	473 人分	535 人分	592 人分

○　福祉施設から一般就労への移行をめざす人や特別支援学校卒業者、退院可能な精神障害者の退院時のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【就労継続支援（Ａ型）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	1,715 人日分	2,172 人日分	2,445 人日分
	84 人分	104 人分	123 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	2,811 人日分	3,240 人日分	3,737 人日分
	141 人分	163 人分	188 人分

○　福祉施設における就労継続支援を強化する観点からサービス見込量を設定

【就労継続支援（Ｂ型）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	19,615 人日分	20,969 人日分	25,584 人日分
	1,026 人分	1,188 人分	1,417 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	28,910 人日分	32,662 人日分	36,923 人日分
	1,601 人分	1,809 人分	2,045 人分

○　福祉施設における就労継続支援を強化する観点からサービス見込量を設定

【療養介護】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	15 人分	15 人分	15 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	193 人分	197 人分	204 人分

○　重症心身障害児施設入所者及び進行性筋萎縮症者療養給付事業利用者のニーズを踏まえて必要なサービス見込量を設定

【短期入所】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	4,147 人日分	5,669 人日分	5,890 人日分
	705 人分	804 人分	903 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	6,442 人日分	8,098 人日分	8,650 人日分
	1,006 人分	1,113 人分	1,224 人分

○　サービス未利用者の潜在的なニーズも考慮しつつ、必要なサービス見込量を設定

ウ　居住系サービス

【共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	2,402 人分	2,648 人分	2,809 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	3,000 人分	3,200 人分	3,400 人分

○　入所・入院から地域生活へ移行する人や、地域において家族等と暮らす人で、自立生活を希望する人のニーズを勘案して必要なサービス見込量を設定

【施設入所支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	1,313 人分	1,454 人分	1,665 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	1,645 人分	1,645 人分	1,645 人分

○　施設入所者の地域生活への移行に係る数値目標などを踏まえつつ、施設入所支援が真に必要な人のニーズを考慮して、必要なサービス見込量を設定

エ　相談支援

【計画相談支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	0 人分	0 人分	0 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	4,000 人分	8,000 人分	12,000 人分

○　施設入所支援、自立訓練、共同生活援助、共同生活介護及び重度障害者等包括支援の利用者以外で、自ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身の障害者等、計画的なプログラムに基づく支援が必要と認められる人の数を勘案して見込量を設定

【地域移行支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	0 人分	0 人分	0 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	60 人分	70 人分	70 人分

○　H22年度の地域移行・地域定着支援事業利用者数から設定。

【地域定着支援】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における給付実績	0 人分	0 人分	0 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	200 人分	240 人分	280 人分

○ H22年度の精神障害の自立生活アシスタント（全11か所）登録者数から設定。
H26年度までで18か所の事業所整備完了予定。

【指定障害福祉サービス等の必要量の見込み一覧】

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	169,718 時間分	180,817 時間分	192,643 時間分
	6,454 人分	6,886 人分	7,347 人分
生活介護	108,603 人日分	117,291 人日分	126,674 人日分
	6,041 人分	6,524 人分	7,046 人分
自立訓練（機能訓練）	630 人日分	630 人日分	630 人日分
	40 人分	40 人分	40 人分
自立訓練（生活訓練）	2,893 人日分	2,893 人日分	2,893 人日分
	155 人分	155 人分	155 人分
就労移行支援	8,064 人日分	9,121 人日分	10,093 人日分
	473 人分	535 人分	592 人分
就労継続支援（A型）	2,811 人日分	3,240 人日分	3,737 人日分
	141 人分	163 人分	188 人分
就労継続支援（B型）	28,910 人日分	32,662 人日分	36,923 人日分
	1,601 人分	1,809 人分	2,045 人分
療養介護	193 人分	197 人分	204 人分
短期入所	6,442 人日分	8,098 人日分	8,650 人日分
	1,006 人分	1,113 人分	1,224 人分
共同生活援助、共同生活介護	3,000 人分	3,200 人分	3,400 人分
施設入所支援	1,645 人分	1,645 人分	1,645 人分
計画相談支援	4,000 人分	8,000 人分	12,000 人分
地域移行支援	60 人分	70 人分	70 人分
地域定着支援	200 人分	240 人分	280 人分

（２）　指定福祉サービス及び地域相談支援の見込量の確保のための方策

【需要の増加に伴う事業者（供給）の増加】

本市における各サービスの利用者数や利用量は増え続けており、今後も増加傾向は続くことが予測されます。また、市内における障害福祉サービス事業者数も増加傾向にあります。この結果を障害福祉計画の年度ごとのサービス見込量に反映させています。

さらに、広く情報提供を行うことなどにより多様な事業者の参入を促進するとともに、利用者が自分にあった事業者を選択することによりサービスの水準も向上していく、といった好ましい循環が生まれるよう、神奈川県と連携して各サービスの確保を進めていきます。

【事業者の移行計画に基づく計画的なサービス提供体制の確保】

本市における既存の法定施設は平成20年度までに障害者自立支援法に基づく新体系のサービスへの移行を完了しました。今後は、障害者地域作業所などが移行計画に沿って円滑な新体系サービスへの移行を進めることができるよう、神奈川県と連携して適切な助言・支援等を行っていきます。

4　横浜市が実施する地域生活支援事業に関する事項

（1）　横浜市が実施する地域生活支援事業に関する考え方

ア　「横浜市障害者プラン（第２期）」の理念の具体化

「横浜市障害者プラン（第２期）」では、第１期に引き続き、障害のある人もない人も地域で安心して生活を送ることができる社会を実現するため、障害児・者とその家族の地域生活を支援します。その実現のために次の６つの視点を設定し、重点施策と将来にわたるあんしん施策の実施により必要な施策の展開を図ります。

〔施策展開のための視点〕
○障害者の人権の尊重と保障
○障害者自身が解決する力の向上
○生涯を通じて一貫した支援体制の整備
○地域生活を継続するための施策の展開
○当事者・地域・行政の協働
○将来にわたるあんしんのための施策展開

イ　施策推進の方向

本市が実施する地域生活支援事業については、「横浜市障害者プラン」でめざす社会の実現を図るため、障害福祉サービスと同様に、具体的な数値目標を設定し、障害児・者の地域での生活を支えるために必要なサービス量を計画的に確保し、様々な課題を抱える障害児・者とその家族を支えます。

ウ　神奈川県の地域生活支援事業との役割分担

本市の実施する地域生活支援事業は、障害児・者の地域生活についての一般的な支援を行うこととし、神奈川県の実施する専門的・広域的な支援や人材育成などの事業との役割分担により、相互に事業効果を高めることができるよう、調整しながら進めます。

なお、障害者自立支援法による各事業については、原則として大都市特例の適用はありませんが、従来から本市が実施してきた事業のうち、事業の継続性などから、引き続き本市において実施したほうが適切であると考えられる事業については、神奈川県から事業の実施の委託を受けることなどにより円滑な実施を図ります。

（２）　実施する事業の内容及び各年度における量の見込み

ア　相談支援

【相談支援機関】

障害種別に関わらずすべての障害を対象に相談支援を行う地域活動ホームのほか、精神障害者生活支援センターや障害者支援施設などにおいて、専門的な相談支援を実施します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	55 か所	56 か所	57 か所

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	60 か所	60 か所	61 か所

【地域自立支援協議会】

障害者に関わる様々な支援機関相互の連携強化、地域における支援体制やサービス作りを進めるため、各区にひとつの地域自立支援協議会を設置します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	16 か所	17 か所	18 か所

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	18 か所	18 か所	18 か所

【発達障害者支援センター運営事業】

自閉症などの発達障害がある人への専門的な支援を行うため、発達障害児・者のライフステージを通じて一貫した支援体制の整備を図り、福祉・保健・医療・教育・労働・民間支援団体などと連携して発達障害児・者及びその家族を支援します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	1 か所	1 か所	1 か所

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	1 か所	1 か所	1 か所

イ　地域活動支援センター

地域において安心して日々の生活が送れるよう、日中活動サービスの提供を保障する観点から必要なサービス見込量を設定します。なお、作業所型の見込量については、障害者地域作業所等からの移行や障害福祉サービス事業所への移行を見込んだ設定となっています。

【作業所型（登録者数）】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	163 か所	179 か所	178 か所
	3,352 人	3,790 人	3,860 人

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	220 か所	236 か所	247 か所
	4,518 人	4,788 人	4,983 人

ウ　移動支援（移動介護・日常必要外出）

単独では外出が困難な障害者の外出時に、適切なサービス利用ができるよう、利用者のニーズを踏まえ、必要なサービス量を確保します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	45,299 時間分	50,338 時間分	34,544 時間分
	3,324 人分	3,634 人分	3,400 人分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	42,799 時間分	46,878 時間分	51,346 時間分
	3,500 人分	3,829 人分	4,189 人分

エ　コミュニケーション支援

安心して日々の生活を送れるよう、日常生活上必要な方に手話通訳者又は筆記通訳者を派遣します。また、入院時のコミニュケーションも支援します。

【手話通訳者派遣】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	6,410 件	6,872 件	7,215 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	7,575 件	7,955 件	8,352 件

【筆記通訳者派遣】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	1,447 件	1,531 件	1,610 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	1,690 件	1,775 件	1,860 件

【重度障害者等入院時コミュニケーション支援事業】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	― 件	16 件	32 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	35 件	40 件	45 件

オ　日中一時支援

一時的に障害者施設等を利用する障害児・者に見守りや介護など、必要な支援を提供します。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	1,054 回分	1,095 回分	1,360 回分

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	1,400 回分	1,467 回分	1,500 回分

カ　日常生活用具給付等

重度の身体障害のある方や知的障害のある方などに、日常生活に必要な器具等を給付又は貸与します。

【介護・訓練支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	216 件	235 件	193 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	355 件	536 件	809 件

【自立生活支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	574 件	675 件	618 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	763 件	862 件	974 件

【在宅療養等支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	483 件	631 件	631 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	681 件	735 件	794 件

【情報・意思疎通支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	558 件	714 件	667 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	800 件	896 件	1,004 件

【排泄管理支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	59,426 件	59,100 件	55,997 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	59,691 件	60,288 件	60,891 件

【居宅生活動作支援用具】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度
第２期における実績	85 件	83 件	83 件

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第３期見込み量	90 件	97 件	105 件

（３） 地域生活支援事業の見込量の確保のための方策

本市における各サービスの利用者数や利用量は増え続けています。今後も、広く情報提供を行うことなどにより多様な事業者の参入を促進するとともに、利用者が自分にあった事業者を選択することによりサービスの水準も向上していく、といった好ましい循環が生まれるよう、各サービスの確保を進めていきます。